

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区） 質問回答

No.	資料名	頁	章	節	項	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	3	2	1	(7) ア	業務範囲 設計・工事監理業務	移設協議、関係機関協議及び住民説明補助は設計及び工事監理業務に費用計上されているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	〃	11	3	2	(5)	ヒアリングの実施	令和5年2月下旬にヒアリングが予定されていますが、事業者選定基準にヒアリングについての記載はありません。ヒアリングは実施されるのでしょうか。	ヒアリングは実施する予定です。
3	〃	13	3	3	(6)	提案上限価格	記載されている価格は「基本設計を基に市が算出した概算事業費」と理解しますが、変更対象となる項目や条件を整理してご提示ください。	項目や条件を整理したものを提示する予定はありませんが、変更対象については、実施方針、要求水準書に記載のとおり、本市が負担する合理的な理由であれば、変更の対象と考えます。
4	〃	25	8	2		紛争の際の裁判所に関し必要な事項	①これは専属的合意管轄裁判所でしょうか。 ②その場合、支部は合意管轄裁判所として指定することができないと思われますので、「松江地方・家庭裁判所」（本庁）と理解してもよろしいでしょうか。	①、②お見込みのとおりです。 浜田支部については削除するように修正します。
5	〃	2	2	1	(5) イ	施工対象施設	表1施工対象施設の概要に推進工約1,987mとありますが、軌道横断箇所が延長が含まれていると思われます。今回の建設工事の範囲に含まれるのでしょうか。価格提案書にも、これを含めるのでしょうか。	鉄道横断は別途工事を想定しています。本事業では、上下流の施工に必要な比較検討業務のみを想定しており、上限価格に建設工事の費用は見込んでいません。
6	〃	20	5	2		価格提案書（様式A-3）	委託費（設計・工事管理業務）及び建設工事費について、それぞれの上限価格の設定はありますか。	設定はありません。
7	〃	20	5	2		価格提案内訳書（様式A-4）	建設工事費の直接工事費における【付帯工】【仮設工】の数量・単位は1式でよろしいでしょうか。	提案書については、1式計上で構いません。
8	〃	20	5	2		価格提案内訳書（様式A-4（別表））	価格提案計算書に記載した各年度毎の建設工事費は、請負工事契約後に何らかの効力・拘束を生じさせますか。	委託費、建設工事費の総額については、物価変動等が生じた場合に変動額の算定等に用います。また、各年度の事業費は、今後の予算措置等に必要です。

9	〃	20	5	2		建設企業の実績に関する事項（様式B-2）	配置予定管理技術者（監理技術者）の実績として下水道管渠工事を完了した実績を3件まで記載できますが、監理技術者の変更を協議する場合、記載した件数より少ない又は実績が無い技術者でも変更は可能でしょうか。	管理技術者（監理技術者）の配置が困難となった場合は、その理由を本市が認めた場合に限り、変更を認めることができます。管理技術者（監理技術者）を変更する場合、当初配置を想定した管理技術者（監理技術者）と同等の実績又は技術を有する者を選定してください。
10	〃	25	8	1	(2)	建設工事請負契約契約金額	技術提案書に示す工事額とは、価格提案書（様式A-3）の建設工事費の事でしょうか。また、予定工事額とは提案上限価格1,248,479千円の事でしょうか。	工事額は、委託費と建設工事費の合計となり、予定工事額は、提案上限価格となります。
11	〃	25	8	1	(2)	建設工事請負契約契約金額	建設工事請負契約金額は詳細設計完了後、請負率を考慮した実施設計工事額になると思われませんが、価格提案内訳書（様式A-4）の直接工事費の各工種に記載する金額は、契約金額の決定に何らかの効力、拘束を生じますか。	直接工事費の各工種のコストは、提案価格の妥当性の確認に用いるものです。また、契約後に変更が生じた場合に、各工種のコストの算出根拠の提示を求める場合があります。
12	事業者選定基準	1	2	3		事業者選定の体制	委員名を公表される予定はありますでしょうか。その場合、いつ頃になりますでしょうか。	委員名の公表予定はありません。
13	実施方針	2	1	1	(7)ア	業務範囲 設計・工事監理業務・調査業務	調査（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等）は全て含まれているという考え方でよろしいでしょうか。また、詳細設計時に追加で調査が必要と判断された際は変更対象と考えてよろしいかご教示ください。	必要な調査費用は、提案上限価格に含まれます。また、変更対象については、本市が負担する合理的な理由であれば、変更の対象と考えます。
14	〃	3	1	1	(7)イ	業務範囲 建設工事・周辺環境調査対策	実施方針（案）に対する質問に対して「家屋調査の数量は詳細設計を実施しなければわからない」とのことでしたが、提案上限額には含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	必要な家屋調査費用は、提案上限価格に含まれます。
15	〃	17	2	6	(1)ア	契約手続き 年度ごとの設計変更	建設工事の年度ごとの設計変更は、年度ごとの出来高に応じ、その時点での労務や資材などの単価を反映した直接工事費をもとに変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第26条に記載のとおり、一定範囲を超える物価変動等が生じた場合は、請負代金額の変更の対象とします。
16	要求水準書	5	2	2	(5)表4	事業者が行う業務範囲の概要 設計・工事監理	実施方針（案）に対する質問に対して「標準設計歩掛には含まれていない移設協議、関係機関協議、住民説明補助、各種申請等の業務等の費用は工事監理業務で計上しています」とのことでしたが、住民説明補助以外は設計時にも必要となるものではないでしょうか。	ご質問のとおり、詳細設計時にも必要です。また、必要な費用は、提案上限価格に含んでいます。

17	様式集「価格提案内訳書」	様式 A-4				委託費の項目追加について	本事業に必要となる事前調査（建物補償事前調査）等を 1. 委託費の項目に追加してよろしいでしょうか。	工期短縮などに繋がる提案であれば、業務範囲のその他必要な業務と考えますので、委託費に追加しても構いません。
18	様式集（資格審査）	19	5	1		資格審査に関する書類	納税証明書（直近 1 箇年）についての提出は浜田市税のみで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	〃	様式 A-4					あくまでも提示された基本設計に基づく委託費、工事費について、それぞれ内訳を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	〃	様式 A-4					請負を 2 契約（先行着手分と残工事分）とすることが可能であるとの理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。
21	〃	様式 B-1				設計及び工事監理の配置予定管理技術者の実績	設計及び工事監理の配置予定管理技術者の実績について、3 件あればこの項目は満点であるとの理解でよろしいでしょうか。	実績として記載される内容により判断しますので、必ずしも満点になるとは限りません。
22	〃	様式 B-4				設計計画平面図	「市が提供した基本設計と路線が異なる箇所について表記すること」とありますが、詳細に検討しなければわからないことも多いと思われまます。あくまでも現時点で再検討を必要とする区間を提示するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで結構です。
23	基本協定案	3				第 6 条第二項	「建設企業は発注者との間で明示的な合意をすれば、かかる協力をするに当たって要した費用及び報酬を請求することができる」とされていますが、「かかる協力」とは具体的にどのようなことでしょうかご教授ください。設計期間中は請負契約がなく、建設企業は動き難いと考えられます。	建設企業による設計・工事監理企業への協力に要する費用・報酬を支払うことは想定していないため、「発注者との間で明示的な合意をしない限り」の文言は削除するように修正します。
24	〃	2	2 条	2 項		当事者の義務	「選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。」とありますが、同委員会の要望事項や指摘事項は、募集要項の範囲内において合理的な範囲で行われるものと理解してもよろしいでしょうか。また、同事項に応じるために追加費用が発生する場合には、発注者においても誠実に協議に応じていただき、（要求水準未達の部分を除き）提案金額において実施できない場合には、委員会の要望や指摘に応じる義務はないものと理解してもよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：選定委員会の要望事項や指摘事項については、対応に要する費用を踏まえた上で、市と協議により対応方法を検討することとします。

25	〃	4	8条	2項	準備行為	共同事業体が、準備行為を各共同事業体に承継させるとはどのような意味でしょうか（共同事業体自身の行為ですので、承継は問題にならないのではないのでしょうか。）。	設計・工事監理企業が実施した業務や検討した内容を、建設企業が実施する準備行為に対して反映すること等を想定しています。
26	〃	4	9条		委任契約及び請負契約の不調	①「黙示的に通知」とは具体的にどのような行為を指すのでしょうか。②本条に限らず、基本協定書に規定されている「通知」は書面で行われない場合もございますでしょうか。通知の具体的方法につきご教示下さい。	黙示的に通知とは、委託契約及び請負契約を締結しない意向を文書によらず、意思表示した場合を想定していますが、責任所在が曖昧になる可能性を鑑み、「明示的又は黙示的に」の文言は削除するように修正します。また、通知は書面（文書）によるものとします。
27	〃	4	9条		委任契約及び請負契約の不調	「事業者提案に記載されている本事業に係る金額」とは、価格提案書の合計額を指しているものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	〃	4	10条	4項	有効期間	第11条（発注者の解除権）が本協定書の終了後も存続するとはどのような意味でしょうか。	第11条については削除するように修正します。
29	〃	6	14条		管轄裁判所	①これは専属的合意管轄裁判所でしょうか。②その場合、支部は合意管轄裁判所として指定することができないと思われしますので、「松江地方・家庭裁判所」（本庁）と理解してもよろしいでしょうか。	①、②お見込みのとおりです。浜田支部については削除するように修正します。
30	〃	3			委託契約及び請負契約の締結 第7条2項	基本協定書第7条2項には、請負契約の額は、事業者提案の価格提案書の建設工事費に記載した〔 〕円と記載がありますが、請負契約の額は詳細設計完了後の実施設計工事額では無く、価格提案書の建設工事費となるのでしょうか。	基本協定書第7条2項の「但し、事業者提案書の・・・」以降に記載してあるとおりです。
31	設計・工事監理業務委託契約書（案）	3	1条	11項	総則	支部は合意管轄裁判所として指定することができないと思われしますので、「松江地方・家庭裁判所」（本庁）と理解してもよろしいでしょうか。	浜田支部については削除するように修正します。
32	〃	4			第4条	第4条（契約の保証）については、通常の浜田市発注業務委託の契約では削除となっておりますが、今回の業務委託契約では必要となるのでしょうか。	標準約款を案として公表しています。これまでの浜田市発注の土木設計業務と同様の対応をしたいと考えています。

33	〃	14	44 条	4 項	契約不適合責任	①契約不適合責任の期間が3年とありますが、民法又は公共工事標準請負約款にあわせた契約不適合責任の期間に修正していただけないでしょうか。②（修正いただけない場合）本件において3年間とする理由をご教示下さい。	これまでの浜田市発注の土木設計業務委託契約においても3年としています。本事業においてもこれまでの契約に合わせ3年とします。
34	〃	19			第53条	第53条(保険)については、通常の浜田市発注業務委託の契約では削除となっておりますが、今回の業務委託契約では必要となるのでしょうか。	標準約款を案として公表しています。これまでの浜田市発注の土木設計業務と同様の対応をしたいと考えています。
35	建設工事 請負契約 書	3	1 条	11 項	総則	支部は合意管轄裁判所として指定することができないと思われしますので、「松江地方・家庭裁判所」（本庁）と理解してもよろしいでしょうか。	浜田支部については削除するように修正します。